

## 公益社団法人日本甲冑武具研究保存会 協力団体に関する規程

### (目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本甲冑武具研究保存会（以下「日甲研」という。）の協力団体（以下「協力団体」という。）が、日甲研の目指す取組みと運営に賛同し、日甲研と事業を共催する団体として、適正な運営を図ることを目的に必要な事項を定める。

### (協力団体の発足に関する申請及び理事会決議)

第2条 協力団体の設置は、日甲研に設置申請を行う。申請を受けた日甲研は理事会で承認可否の審議を行い、会長が決する。

2 設置申請は、公益社団法人日本甲冑武具研究保存会定款（以下「定款」という。）第6条に定める会員（以下「日甲研会員」という。）の5名以上を持って行い、その代表者が行う。

3 前項の申請は別途定める「協力団体承認申請書」（様式1）、「協力団体（支部）連絡担当者等報告書」（様式2）及び次の書類を添付するものとする。

(1) 申請に同意した日甲研会員5名以上の会員番号・住所氏名及び押印又は署名捺印した文書

(2) 協力団体の規約

(3) 代表者の履歴書

4 協力団体の発足は、第1項の会長が決した日からとする。

### (名称)

第3条 協力団体は、「日本甲冑武具研究保存会〇〇支部」の名称を使用することができる。

### (日甲研会員の会費納入について)

第4条 協力団体は、その所属する会員（以下「協力団体会員」という。）から定款第8条に基づき、「公益社団法人日本甲冑武具研究保存会 会費に関する規則」に定める入会金及び年会費をまとめて徴収し、初回の入金は5名以上分を日甲研が指定する金融機関口座に納入する。合わせて「日甲研入会金及び年会費納入報告書」（様式3）を提出する。

### (日甲研団体の禁止事項)

第5条 協力団体は、次のことをしてはならない。

(1) 公益社団法人を名乗ること。

- (2) 公益社団法人の名称を持って、会費・寄付金やその他の収入を得ること。又は支出すること。

(事業及び報告)

第6条 協力団体は、その規約の定めるところにより、定款第4条の目的に沿い、同第5条の事業に属する事業を行うものとする。

- 2 協力団体は、毎事業年度に「〇〇年度 協力団体(支部)事業報告書」(様式4)により日甲研会長宛に報告しなければならない。

(事業の共催)

第7条 協力団体は、日甲研と事業を共催することができる。

- 2 協力団体が事業を共催するときは、その代表者が「〇〇年度 事業共催計画申請の件」(様式5)を日甲研会長宛に申請しなければならない。この場合、「〇〇年度事業計画及び事業共催計画書」(様式6)を添付しなければならない。

- (1) 事業名称及び概要  
(2) 日甲研に事業助成金を希望する場合は、支出額及び内訳

(事業助成金の支出)

第8条 事業助成金の支出は、前条第2項の用途に直接必要な実費に限るものとし、その支出等に係る報告は「〇〇年度事業共催実施結果報告書」(様式7)により、日甲研会長が別途指定する期限内に報告しなければならない。

なお、同支出については領収書等の裏付け書類及び経理帳簿を5年間備え置かなければならない。但し、旅費交通費など裏付け書類の提出が困難なものを除く。

- 2 前項の実費には、協力団体(代表者及び役職者を含む。)の報酬(日当を含む。)を含めてはならない。  
3 日甲研は、前条第2項の申請書を審議し、定款第43条の事業計画及び収支予算書等に基づき支給することができる。この場合、日甲研会長は「事業助成金の支給について」(様式8)により通知する。

(事業助成金の返還)

第9条 前条の事業清算報告書に余剰が生じた場合及び前条の支出が不適切と認められるときは、これらの額を返還しなければならない。この場合、日甲研会長が指定する金融機関口座に振り込むものとする。

(監査)

第10条 日甲研は、協力団体の代表者に対して事業助成金の支出実費を証する書類又は経理帳簿の提出を求めることができる。

- 2 日甲研は、協力団体の事業共催に関わる事業状況及び経理状況を監査することができる。

(協力団体の取消し)

第11条 協力団体が、次の一に該当するときは、日甲研会長はその取消しを行うことができる。

- (1) 協力団体会員数が5名を欠いたとき。
- (2) 本規程に故意又は過失により違反したとき。
- (3) 不適切な会計処理が行われたとき。
- (4) 日甲研の信用を失墜させ又は日甲研に損害を与える行為があったと認められるとき
- (5) 協力団体の代表者が、協力団体としての取り消しを申請したとき。
- (6) 理事会において、取り消しが必要であると認めたとき。

(規則等の届出)

第12条 協力団体は、その規約を改正したときは、遅滞なく日甲研会長に届け出て、承認を受けなければならない。

(日甲研と協力団体との交流等)

第13条 日甲研会長は、日甲研の運営概要その他の情報を会誌及びホームページその他の方法により、協力団体に適時提供することに努めるものとする。

- 2 協力団体は、第6条の事業運営本旨に基づき、その共催事業の概要について日甲研ホームページその他の媒体により広く一般に周知するものとする。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会決議による。

附則

この規程は、公益法人の認定の日から施行する。

(令和7年4月1日施行)

【様式1】

令和 年 月 日

## 協力団体承認申請書

公益社団法人 日本甲冑武具研究保存会

会長 ○ ○ ○ ○ 殿

住 所 \_\_\_\_\_

協力団体名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

公益社団法人日本甲冑武具研究保存会 協力団体に関する規程第2条第1項に基づき  
協力団体の承認を頂きたく、次の書類を添えて申請いたします。

### 記

- 1 申請に同意した所属会員名簿
- 2 協力団体の規約
- 3 代表者の履歴書
- 4 協力団体（支部）連絡担当者等報告書（様式2）

【様式2】

令和 年 月 日

協力団体（支部）連絡担当者等報告書

公益社団法人 日本甲冑武具研究保存会

会長 ○ ○ ○ ○ 殿

名 称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ ㊟

当団体（支部）の連絡先について、下記の通り報告致します。

記

支 部 長

(氏名) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (TEL) \_\_\_\_\_

会計担当者

(氏名) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (TEL) \_\_\_\_\_

事務担当者

(氏名) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (TEL) \_\_\_\_\_

連絡担当者

(氏名) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_ (TEL) \_\_\_\_\_

※兼務の場合でも氏名をご記入ください

【様式3】

令和 年 月 日

日甲研入会金及び年会費納入報告書

公益社団法人 日本甲冑武具研究保存会

会長 ○ ○ ○ ○ 殿

住 所

協力団体名

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

公益社団法人日本甲冑武具研究保存会 協力団体に関する規程第4条に基づき、下記の通り報告いたします。

記

会員種別	人数	金額	備考
入会金			新入会員のみ
正会員			
法人会員			
学生会員			
合計			

※初回の入金は、7名以上で一括納入してください。

【様式 4】

令和 年 月 日

令和 年度 協力団体(支部) 事業報告書

公益社団法人 日本甲冑武具研究保存会

会長 ○ ○ ○ ○ 殿

住 所

協力団体名

代表者氏名

印

協力団体に関する規程第 6 条に基づき、下記の通り報告いたします。(前年度活動)

月	活 動 報 告 (実施概要・参加人数など)
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	

【様式 5】

令和 年 月 日

令和 年度 事業共催計画申請の件

公益社団法人 日本甲冑武具研究保存会

会長 ○ ○ ○ ○ 殿

住 所

協力団体名

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

公益社団法人日本甲冑武具研究保存会 協力団体に関する規程第 7 条第 2 項に基づき、貴日甲研と当協力団体で事業を共催いたしたく、下記のとおり申請いたします。

記

- 1 事業共催計画申請について  
添付「事業計画及び事業(共催)計画書」(様式 6) のとおり。
- 2 事業助成金の振込先
  - (1) 金融機関名 (コード)
  - (2) 支 店 名 (コード)
  - (3) 科 目 (○を付ける) 普通・当座
  - (4) 口座番号
  - (5) 受取人氏名

【様式 6】

令和 年 月 日

令和 年度 事業計画及び事業共催計画書

名 称 \_\_\_\_\_

※共催する案件は、下段の事業共催計画書欄に記入

代表者 \_\_\_\_\_ ⑩

区分	1 甲冑類普及振興事業 2 甲冑類制作修理技術保存等事業	助成金希望額 (円)
事業 計 画 書	(1) 事業概要及び参加人員  (2) 支出額及び内訳 (案)	
事業 共 催 計 画 書	(1) 事業概要及び参加人員  (2) 支出額及び内訳 (案)	

【様式 7】

令和 年 月 日

令和 年度 事業共催実施結果報告書

公益社団法人 日本甲冑武具研究保存会

会長 ○ ○ ○ ○ 殿

協力団体名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

公益社団法人日本甲冑武具研究保存会 協力団体に関する規程第 8 条第 1 項に基づき、下記のとおり実施したので報告します。

事業区分 項 目	1 甲冑類普及振興事業 2 甲冑類制作修理技術保存等事業
実施年月日	令和 年 月 日
実施結果	1. 共催事業実施場所  2. 共催事業参加者  3. 共催事業内容  4. 共催事業に要した経費の内訳（領収書等の写しを添付すること）

